

2014年12月12日 全14頁

法律・制度 Monthly Review 2014.11

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 11月の法律・制度に関する主な出来事と、11月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 11月は、政府の税制調査会が配偶者控除等の改正案を示したこと（7日）、安倍首相が消費税率10%への引き上げ時期の1年半先送りを表明したこと（18日）、21日の衆議院解散前に改正景表法・改正犯収法が参議院にて可決・成立したこと（19日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○11月の法律・制度レポート一覧	2
○11月の法律・制度に関する主な出来事	2
○12月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
消費税増税先送りに伴う他政策への影響	6
○レポート要約集	11
○11月の新聞・雑誌記事・TV等	14
○11月のウェブ掲載コンテンツ	14

◇11月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
4日	バーゼルⅢの初歩 第12回 「カウンターシクリカル資本バッファ」とは？	鈴木 利光	金融制度	2
10日	バーゼルⅢの初歩 第13回 「ベイルイン」とは？	鈴木 利光	金融制度	2
12日	TLAC (G-SIBsの追加規制)の市中協議 ～【FSB】「TLACを16%から20%以上」 かつ「レバレッジ比率6%以上」～	鈴木 利光	金融制度	5
20日	大口信用供与等規制の細則の見直し① ～【銀行法施行令・銀行法施行規則等改正】 見直しの概要～	鈴木 利光	金融制度	20
	大口信用供与等規制の細則の見直し② ～【銀行法施行令・銀行法施行規則等改正】 「信用供与等」の範囲と額～	鈴木 利光	金融制度	15
	法律・制度 Monthly Review 2014.10 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	11
21日	消費税増税先送りに伴う他政策への影響 ～住宅ローン減税、自動車税制、 年金制度、給付措置などに影響～	是枝 俊悟	税制	13
25日	法律・制度のミニ知識 不当表示に課徴金制度導入 ～改正景品表示法の成立～	堀内 勇世	その他法律	10

◇11月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
3日	◇OECD、BEPS プロジェクトの行動計画10「移転価格税制（他の租税回避の可能性が高い取引）」のディスカッションドラフトを公表（2015年1月14日まで意見募集）。
4日	◇IOSCO（証券監督者国際機構）、最終報告書「投資家教育及び金融リテラシーに係る戦略枠組み」を公表。 ◇日本公認会計士協会、「金融商品会計に関するQ&A」を改正し同日適用。持分法の適用対象となっている子会社及び関連会社が保有する親会社株式等の取扱いを明示するなどの改正。 ◇日本公認会計士協会、会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」を改正し、同日適用。設例の修正などの改正。
5日	◇FRB（連邦準備制度理事会）、ドッドフランク法による大手金融会社の集中制限に関する最終規則を制定。
6日	◇金融安定理事会（FSB）、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）およびグローバルなシステム上重要な保険会社（G-SII）の2014年更新リストを公表。バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、G-SIBの更新リストに伴い、「グローバルなシステム上重要な銀行に関する補足情報」を公表。
7日	◇企業会計基準委員会（ASBJ）、公開草案「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」に対して寄せ

7日	<p>られたコメントを公表。</p> <p>◇政府の税制調査会、「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」を公表。配偶者控除等の改正案について4案を提示。</p> <p>◇政府の税制調査会、出国時における未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得課税案を検討。</p>
10日	<p>◇金融庁、2014年会社法改正に伴う金融庁関係政令案を公表。特別支配株主による株式等売渡請求について、インサイダー取引規制の重要事実とするなどの改正案（12月10日まで意見募集）。</p> <p>◇店頭デリバティブ主要当局者会合（ODRG、日米欧等の主要当局から構成）、クロスボーダー適用の論点に関し、G20への報告書を作成し公表。</p> <p>◇FSB、市中協議文書「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収力の充実」を公表（2015年2月2日まで意見募集）。</p>
11日	<p>◇日証協・総合取引所制度等への取組みに関する特別委員会、「金融商品取引業の拡大等に伴う本協会の対応について」を公表。総合取引所における商品デリバティブ取引や株式型クラウドファンディングに係る自主規制の方向性などを示す。</p>
12日	<p>◇FSB、「『金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性』の完全な実施に向けて」と題するG20への報告書を公表。</p> <p>◇バーゼル委、「バーゼルⅢ規制改革の実施状況に関するG20首脳向け報告書」および「銀行の規制資本比率計測における過度なばらつきの削減にかかるG20向け報告書」を公表。</p> <p>◇東証、決算短信（通期）の様式を変更。2015年3月31日以後終了事業年度に係る決算短信から「会計基準の選択に関する基本的な考え方」を開示することを上場企業に要請。</p>
13日	<p>◇FSB、市中協議文書「証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に関する基準とプロセス」を公表（2015年2月12日まで意見募集）。</p>
14日	<p>◇FSB、G20首脳会合向けの報告書「シャドーバンキングから強じんな市場型金融への転換：進捗概要及びロードマップ」および「金融規制改革に関する進捗報告書」を公表。</p>
15日	<p>◇G20首脳会合がオーストラリア・ブリスベンにて開催される（16日まで）。各国は、「BEPS行動計画」に関するOECD租税委員会の作業の進捗を歓迎し、非居住者金融口座情報に係る自動的情報交換を早期に開始することで一致。</p>
17日	<p>◇IOSCO、市中協議報告書「クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）市場における取引後の透明性」を公表（2015年2月15日まで意見募集）。</p>
18日	<p>◇安倍首相が記者会見にて、消費税率10%への引き上げ時期の1年半先送りと、21日の衆議院解散を表明。</p> <p>◇第12回社会保障審議会企業年金部会が開催。DCにおける運用商品数を限定すること、デフォルト商品による運用方法に関する規定を法令に明記することなどを検討。</p>
19日	<p>◇「金融商品取引法施行令」等が改正（原則2015年9月1日施行）。金融商品取引業者のうち電子取引基盤の提供を行う者の要件の整備など。</p> <p>◇「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布。登録金融機関である保険会社を取引規模の届出及び取引情報の保存・報告の義務対象に加える（2015年4月1日施行）、清算集中義務の対象者に保険会社を加える（2016年12月1日施行）などの改正。</p> <p>◇改正犯収法が参議院にて可決・成立（27日公布）。金融機関などに対し、口座開設や送金などの取引ごとにマネーロンダリングの疑いがあるかどうか判断し、国に届</p>

19日	<p>け出ることを義務付け、罰則の強化など。</p> <p>◇改正景表法が参議院にて可決・成立（27日公布）。不当表示に対する課徴金制度を導入。</p> <p>◇米国 SEC（証券取引委員会）、レギュレーション SCI の導入を採択。取引所・ATS などに対するシステムやその管理の強化などの規制。</p>
21日	<p>◇IFRS 対応方針協議会、「IFRS の任意適用の積上げに関する取組み—前回公表時からの追加的な取組み—」を公表。</p> <p>◇衆議院解散に伴い国会が閉会（総選挙の公示は12月2日、投開票は12月14日）。</p> <p>◇ASBJ、実務対応報告公開草案第43号（実務対応報告第31号の改正案）「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」を公表（2015年1月21日まで意見募集）。</p> <p>◇OECD、BEPS 行動計画6（租税条約濫用の防止）に係るディスカッションドラフトを公表（2015年1月9日まで意見募集）。</p>
24日	<p>◇日本・アラブ首長国連邦、二国間租税条約を発効させるための外交上の公文の交換が行われる。12月24日に租税条約は発効し、2015年1月1日（以後開始課税年度）から適用。</p>
25日	<p>◇IOSCO、クロスボーダー規制に関するツールと課題を特定・整理した市中協議文書「IOSCO クロスボーダー規制タスクフォース」を公表（2015年2月23日まで意見募集）。</p> <p>◇東証、「取引時間の拡大に関する検討結果について」を公表。今回は取引時間の拡大は行わないとする内容。</p> <p>◇大阪取引所（OSE）、JPX 日経インデックス 400 先物を上場し、取引開始。</p> <p>◇法務省、会社法施行規則等の改正案を公表。監査等委員会設置会社制度の細則などの案（12月25日まで意見募集）。</p> <p>◇金融庁、「年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」を公表。</p> <p>◇IASB（国際会計基準審議会）、IFRS 第2号「株式に基づく報酬」の修正案を詳述した公開草案を公表（2015年3月25日まで意見募集）。</p>
26日	<p>◇日証協・国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ、「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」を公表。</p> <p>◇OSE、「公社債等の課税方式の見直しに伴う国債証券先物取引における取引最終日から受渡決済期日までの期間の短縮等について」を公表。取引最終日から受渡決済期日までの期間を2営業日短縮するなどの案（12月26日まで意見募集）。</p> <p>◇IFRS 財団、IFRS 諮問会議の15名の新メンバーを指名。日本からは経団連の代表として新日鐵住金の石原秀威氏が指名される。</p>
27日	<p>◇平成26年金融商品取引法等改正（6ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令等が公布（29日施行）。金融商品取引業者の事業年度の自由化に伴う規定の整備。</p>
28日	<p>◇日証協、「NISA（少額投資非課税制度）に関するQ&A」を改訂。2015年1月以後は口座開設に係る税務署の確認手続の期間が2~3週間に短縮（現行は3~4週間）される旨、公表。</p> <p>◇日本公認会計士協会、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」などを改正し、同日適用。字句・体裁修正等内容の変更を伴わない修正。</p> <p>◇東証・OSE、信用取引およびデリバティブ取引に関する通知書において平均単価を利用できることとする規則改正案を公表（12月28日まで意見募集）。</p>

◇12月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2014年 (H26)	12月1日	◇投資信託制度改革の適用開始。 ・投資信託等のトータル・リターンのお知らせの通知制度の適用開始。 ・投資法人における新投資口予約権の発行、自己投資口の取得が解禁。 ◇大口信用供与等規制の見直しの施行。
	12月31日	◇この日の財産状況に係る国外財産調書から、国外財産調書の不提出・虚偽記載について罰則適用開始。 ★直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税措置の適用期限。
2015年 (H27)	1月1日	◇相続税・贈与税の抜本改正（相続税・贈与税の最高税率の55%への引き上げ、相続税の基礎控除額の4割縮減など）の施行。 ◇所得税の最高税率が40%から45%に引き上げ。 ◇NISAの1年単位の取扱金融機関変更の手続きが可能に。 ◇個人による物価連動国債の購入が可能に（2016年1月1日以後償還のものに限る）。 ◇国外証券移管等調書制度の導入。
	3月31日	◇この日以後終了事業年度の有価証券報告書より、役員の数別人数・女性比率の開示が義務付け。 ◇流動性カバレッジ比率の適用開始。 ★研究開発促進税制（総額型）の租税特別措置による控除限度額上乘せ（20%→30%）の適用期限。
	4月1日	◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。
	5月1日	◇会社法改正法の施行（予定）。監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役・社外監査役の要件の見直しなど。
	6月まで	◇日本版コーポレート・ガバナンス・コードの策定（予定）。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%に引き上げ、年金生活者支援給付金が支給開始、公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮（注）。 ◇厚生年金と共済年金が統合（厚生年金に一元化）。 ◇国民年金の過去5年間の保険料を納付できる制度が開始。
	10月ごろ	◇番号（いわゆるマイナンバー）の通知開始（予定）。
	12月31日	★「教育資金の一括贈与非課税措置」における金融機関の口座への拠出可能期間が終了。
2016年 (H28)	1月1日	◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が245万円から230万円に縮小。 ◇番号制度（いわゆるマイナンバー）の利用開始（予定）。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、50歳未満の者に拡大。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。

※2014年10月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月決算法人の例を記載している。★印は平成27年度税制改正要望により関係省庁から制度の延長・恒久化等が要望されている事項。安倍首相は2014年11月18日に消費税率引き上げの1年半先送りを表明。赤字部分は現行法上、施行日が連動しているため、要注意。

◇今月のトピック

消費税増税先送りに伴う他政策への影響

2014年11月21日 是枝 俊悟

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20141121_009177.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 消費税増税先送りによる他施策への影響まとめ表

		現行法通りなら	今後の見通し・論点
住宅	住宅ローン減税・投資型減税	2017年末をもって期限切れ	消費税率10%への引き上げ時の反動減に対処する観点から実施期間を延長か？
	すまい給付金・住まいの復興給付金	法律の定めはない(予算措置)	想定される実施期間が長期化されるか？
自動車	自動車取得税	法律上は期限なし (平成26年度税制改正大綱では2015年10月から廃止するとしていた)	消費税率引き上げの先送りに合わせ、廃止時期も先送りか？
低所得者対策等	簡素な給付措置	法律の定めはない(予算措置) (2014年4月から2015年9月までの分として給付が行われた)	2015年10月から2017年3月までの分として再度の給付を行うか？行わないか？
	子育て世帯臨時特例給付金	法律の定めはない(予算措置)	2015年10月から2017年3月までの分として再度の給付を行うか？行わないか？
	総合合算制度・給付つき税額控除・消費税の軽減税率など	現行消費税法の附則で検討事項とされている	消費税率10%への引き上げ時の低所得者対策をどうするか？
年金	年金生活者支援給付金	消費税率10%への引き上げが実施された日から実施	法定通りとするか？法改正して当初予定の2015年10月から支給するか？
	公的年金受給資格期間の短縮	消費税率10%への引き上げが実施された日から受給資格期間が25年から10年に短縮	法定通りとするか？法改正して当初予定の2015年10月から短縮とするか？
法人実効税率の引き下げ		法律の定めはない(『日本再興戦略』改訂2014)では2015年度から引き下げを行うとしていた)	代替財源の確保が厳しくなる中でネット減税を行うのか？行わないのか？
消費税法の経過措置		2015年4月1日(指定日)より前の契約については、引き渡しは2015年10月1日(施行日)以後となっても現行の8%の税率を適用する	法改正により施行日の先送りに合わせて、指定日も先送りか？

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 住宅ローン減税の税額控除限度額（新築・中古住宅の取得の場合、10年間の累計）

入居時期	一般住宅	認定住宅
2013年1月～2014年3月	200万円	300万円
2014年4月～2017年12月※	400万円	500万円

※消費税率8%または10%が適用されて住宅を取得した場合に限る。消費税率5%または非課税で住宅を取得した場合は「2013年1月～2014年3月」の欄の限度額となる。なお、東日本大震災の被災者には特例規定がある。

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

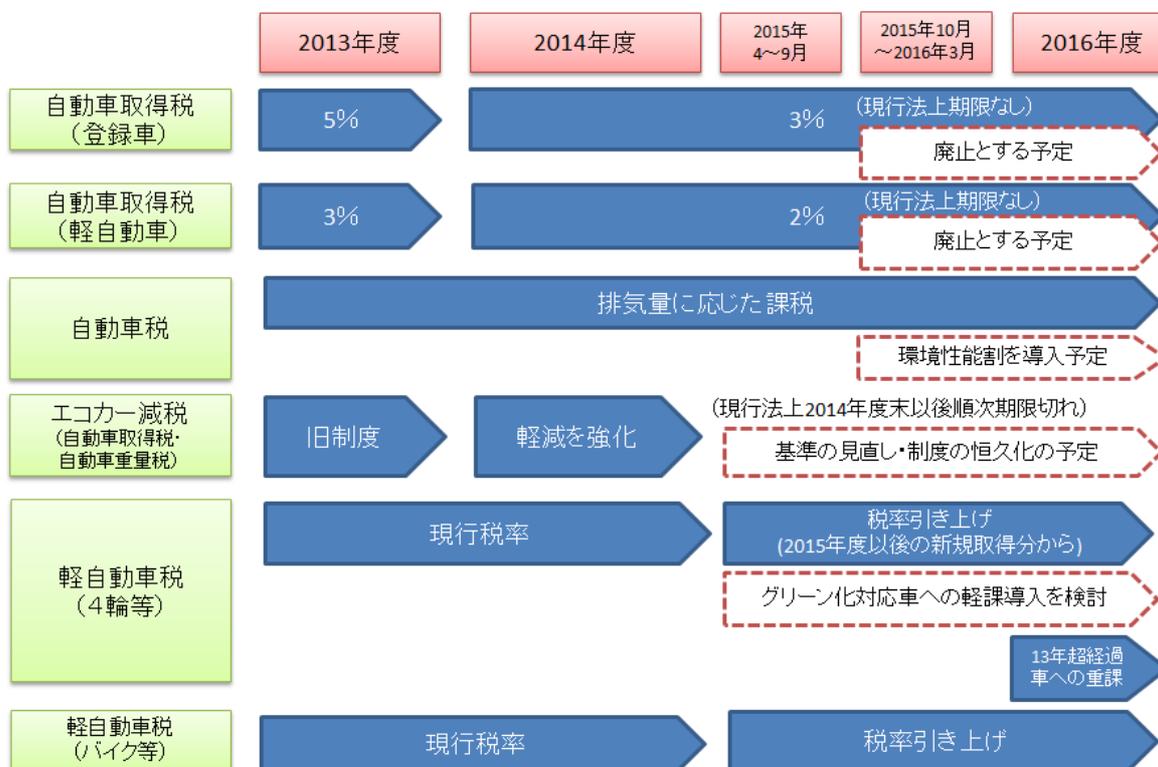
図表3 すまい給付金・住まいの復興給付金の概要

	目的・趣旨	対象者	支給額	予算
一般の住宅取得に係る給付措置（すまい給付金）	消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化する観点等から、(中略)当該措置(筆者注:住宅ローン減税の拡充)を講じてもなお効果が限定的な所得層に対して、住宅取得に係る消費税負担増をかなりの程度緩和するため、(中略)給付措置を行う。	消費税増税後に住宅を取得した者(一定所得以下)	消費税率8%時においては、所得により、10万円～30万円(低所得の者ほど給付額が多くなる)	1,600億円
被災者の住宅再建に係る給付措置(住まいの復興給付金)	被災者については、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、(中略)給付措置を行う。	消費税増税後に住宅を再取得・補修した被災者	消費税率8%時においては、再取得した住宅の床面積1㎡あたり5,130円など	250億円

(注)目的・趣旨は「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)による。

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 自動車税制の改正のスケジュール



(注)それぞれの矢印は、 が現行法の規定、 が平成26年度税制改正大綱に定められているものの、法定されていないものを指す。

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 5 消費税増税時の低所得者対策等の概要と今後の見通し



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 6 消費税率 8%への引き上げ時の給付金

	目的・趣旨	対象者	支給額	予算
簡素な給付措置 (臨時福祉給付金)	消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、(中略)給付措置を行う。	市町村民税 (均等割)非課税の世帯	対象者1人あたり原則1万円(5千円の加算あり) (1年半分を1回の手続で支給)	3,420億円
子育て世帯臨時特例給付金	消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、子育て世帯に対する臨時特例給付措置を実施する。	児童手当支給世帯(所得制限世帯を除く)	児童手当の対象児童1人あたり1万円 (2014年1月1日の基準日をもとにした1回きりの支給)	1,473億円

(注) 目的・趣旨は「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)および「子育て世帯に対する臨時特例給付措置の具体化に向けての基本的考え方」(平成25年12月6日)による。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 7 消費税の軽減税率についての平成 26 年度税制改正大綱の記載

消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。

このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成 26 年 12 月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

(出所) 自由民主党・公明党「平成 26 年度税制改正大綱」(平成 25 年 12 月 12 日)

図表 8 給付つき税額控除と軽減税率の特徴

		給付つき税額控除	軽減税率
考え方		主に低所得者に所得税・住民税を軽減、または現金を給付することにより、負担を緩和する	生活必需品への消費税を軽減・免除することにより、低所得者の消費税負担を直接軽減する
メリット		・軽減税率よりも事務負担が軽減されると考えられる ・制度設計によっては、就労支援や子育て支援などを織り込むことができる	全ての国民がある程度の「軽減税率」の恩恵を受けられるので、理解が得やすいと考えられる
問題点	低所得者のみに対象を絞れるか？	所得捕捉の精度によっては、高所得者にも恩恵が及ぶ可能性がある	対象品目の購入であれば誰でも軽減税率となるので高所得者にも恩恵が及ぶ
	中立性・公平性	所得捕捉の精度によっては、高所得者であっても給付を受けられる者が出る可能性がある	対象品目の設定によっては、業種間に不公平が生じるおそれがある
	歳出増(税収減)の程度	給付を主に低所得者に絞るため、歳出増(税収減)は比較的小さくなる	対象品目の範囲にもよるが、高所得者にも軽減税率の恩恵が及ぶため、税収減は比較的大きくなる
	事務負担	民間事業者においてはあまり生じないものと考えられる	主に民間事業者における事務負担が増える
導入の際に前提となる(望ましい)制度		マイナンバー制度の利用により、所得捕捉の精度を上げることが可能	複数税率を設定する際には、インボイスを導入することが一般的である

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 9 年金生活者支援給付金の概要

<p>○所得の額が一定の基準(注1)を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎)を支給する。</p> <p>①基準額(月額5千円)に納付済期間(月数)/480を乗じて得た額の給付</p> <p>②免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付</p> <p>○所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者(注2)に、上記①に準じる補足的老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間を基礎)を支給する。</p> <p>○一定の障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金または遺族年金生活者支援給付金を支給する。(支給額:月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円))</p> <p>○これらの給付金には、公租公課が禁じられる。</p>
--

(注1)政令で定めるものとされており、厚生労働省の資料では「住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他所得の合計額が老齢基礎年金満額(平成27年度で77万円)以下であること」と説明されている。

(注2)政令で定めるものとされている。

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 10 「指定日」が関連する消費税法の主な経過措置

項目	主な内容
請負工事等に関する経過措置	指定日より前に契約していれば、引き渡しが行われる日以後になっても税率は8%のまま
資産の貸付けに関する経過措置	指定日より前に契約し、施行日前から継続して貸付が行われ、施行日以後も引き続き当該契約に基づき貸付が行われている場合、施行日以後の分についても税率は8%のまま
予約販売に係る書籍等に関する経過措置	雑誌等の定期購読契約を指定日の前までに締結し、代金の一部または全部を施行日の前までに支払っている場合、引き渡しが行われる日以後の分についても税率は8%のまま
通信販売に関する経過措置	指定日より前に刊行されたカタログ等の販売価格に基づき、施行日より前に申し込んだ商品の販売については、引き渡しが行われる日以後の分についても税率は8%のまま

(注) これらの措置については、消費税率が5%から8%に引き上げられる際にも同様の経過措置が設けられている。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【4日】

バーゼルⅢの初歩 第12回

「カウンターシクリカル資本バッファ」とは？

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第12回は、カウンターシクリカル資本バッファの内容を解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20141104_009097.html

【10日】

バーゼルⅢの初歩 第13回

「ベイルイン」とは？

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第13回は、ベイルインの内容を解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20141110_009115.html

【12日】

TLAC (G-SIBs の追加規制) の市中協議

～【FSB】「TLACを16%から20%以上」かつ「レバレッジ比率6%以上」～

2014年11月10日、金融安定理事会 (FSB) は、グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIBs) の総損失吸収力 (TLAC) に係る共通の国際基準に関する政策提言の市中協議文書を公表している (コメント期限は2015年2月2日)。

市中協議文書は、G-SIBs に対し、一定水準 (リスク・アセット比で16%から20%) 以上の TLAC の維持と、バーゼルⅢ基準の2倍以上のレバレッジ比率 (ただし分子は TLAC) の維持を求める旨提案している。

FSB は、市中協議文書に対するコメントと、2015年前半に実施する予定の定量的影響度調査 (QIS) の結果を踏まえて、2015年のG20宛に最終規則を提出する。

TLAC の実施は、早くとも2019年1月1日からとされている。

2.5%に相当する TLAC のボーナスはもちろんのこと、シニア債を TLAC に含めることが認められる見込みである点は、日本の G-SIBs にとってポジティブであるといえよう。また、シニア債を TLAC に含めるためには、持株会社からの発行 (借り換えを含む) が求められるが、ハイイールドを求める投資家の存在 (日銀による追加金融緩和を背景とした) にかんがみ、マーケットへの影響は限定的であるものと思われる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141112_009124.html

【20日】

大口信用供与等規制の細則の見直し①

～【銀行法施行令・銀行法施行規則等改正】見直しの概要～

2014年10月17日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正 (1年半以内施行) に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」 (銀行法施行令・銀行法施行規則等改正) を公表した (同年同月22日に公布)。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2013年6月12日に成立 (同年同月19日に公布) した銀行法等の一部改正に伴う、いわゆる「大口信用供与等規制」の細則の見直しである。

そこで、計3回に分けて、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正の内容を紹介する。第1回となる本稿のテーマは、見直しの概要である。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、公募社債の追加など、大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」の範囲を拡大している。

また、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、信用供与等の限度額（自己資本の額に対する割合）について、受信側グループに対する限度額を、「40%」から国際的な標準である「25%」に引き下げている。

そして、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、受信側グループの合算範囲（「同一人」の範囲）を、議決権 50%超の保有による形式基準に基づく子会社から、実質支配力基準に基づく子法人等、影響力基準に基づく関連法人等まで拡大している。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2014年12月1日から施行される。

ただし、経過措置として、信用供与等の限度額を超えている銀行等は、2015年2月28日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、その信用供与等につき、適用を1年先送りすることができる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141120_009160.html

【20日】

大口信用供与等規制の細則の見直し②

～【銀行法施行令・銀行法施行規則等改正】「信用供与等」の範囲と額～

2014年10月17日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」（銀行法施行令・銀行法施行規則等改正）を公表した（同年同月22日に公布）。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2013年6月12日に成立（同年同月19日に公布）した銀行法等の一部改正に伴う、いわゆる「大口信用供与等規制」の細則の見直しである。

そこで、計3回に分けて、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正の内容を紹介する。第2回となる本稿のテーマは、「信用供与等」の範囲と額である。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、公募社債の追加など、大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」の範囲を拡大している。

ただし、経過措置として、コールローン、清算機関に対する信用供与等（「貸出金」及び「出資」を除く）のうち当該清算機関が行う清算業務に係るもの、そして商工債については、当分の間、大口信用供与等規制の適用対象から除外されている。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2014年12月1日から施行される。

ただし、経過措置として、信用供与等の限度額を超えている銀行等は、2015年2月28日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、その信用供与等につき、適用を1年先送りすることができる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141120_009168.html

法律・制度 Monthly Review 2014.10

～法律・制度の新しい動き～

10月の法律・制度に関する主な出来事と、10月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

10月は、大口信用供与等規制の見直しに係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正が公布されたこと（22日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20141120_009158.html

【21日】**消費税増税先送りに伴う他政策への影響****～住宅ローン減税、自動車税制、年金制度、給付措置などに影響～**

安倍首相は、2014年11月18日に記者会見を行い、消費税率の10%への引き上げ時期を2017年4月まで1年半先送りするとし、このことについて国民に信を問うため、衆議院を解散することを表明した。

消費税率の10%への引き上げ時期は、現行法では2015年10月と規定されており、この時期を変更するには法改正が必要である。現行法には消費税率引き上げの施行日を他の施策の施行日とリンクさせている規定があり、また、2015年10月に消費税率が10%に引き上げられることを前提とした施策も多数ある。

消費税率引き上げ時期の先送りは、具体的には、住宅ローン減税の実施期間、自動車取得税の廃止時期、低所得者・子育て世帯向け給付金の再度の給付、年金受給資格期間の短縮時期、年金支援給付金の支給開始時期などに影響を与える。本稿ではこれらについてまとめる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20141121_009177.html

【25日】**法律・制度のミニ知識 不当表示に課徴金制度導入****～改正景品表示法の成立～**

2014年11月19日、不当表示を行った事業者に対して課徴金を課せられるようにする「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」が成立した。

①不当表示抑制のために課徴金制度を導入すること、②課徴金の額は、原則として、問題となった不当表示に係る商品や役務の売上額の3%（3年間分を上限）とすること、③自主申告者への減額制度を導入し、課徴金額の2分の1を減額すること、④一般消費者の被害回復を促進するため、一定の手続きに基づき返金措置を実施した場合に課徴金を減額・免除する制度を導入することなどが規定されている。

公布の日から1年6ヶ月以内に施行される予定である。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20141125_009185.html

◇11月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
THE PAGE (11月10日付記事)	「NISAは若者が長期に使える制度になっていない？ 改善すべきポイントは」にコメント	吉井 一洋
週刊ダイヤモンド (11月22日号)	物価連動国債の実質運用利回り	是枝 俊悟
日経ヴェリタス (11月23日付3面)	特集「NISA元年総決算」においてNISAの制度改正の展望についてコメント	吉井 一洋
読売新聞 (11月26日付朝刊18面)	消費税増税先送りに伴う住宅・自動車税制への影響についてコメント	是枝 俊悟
Financial Adviser (12月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol. 45 個人間取引と消費税	是枝 俊悟

◇11月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
11月13日掲載	コラム：平成27年度税制改正の行方 http://www.dir.co.jp/library/column/20141113_009122.html	吉井 一洋
11月19日掲載	コラム：TLAC（G-SIBsの追加規制）の落とし穴 http://www.dir.co.jp/library/column/20141119_009137.html	鈴木 利光